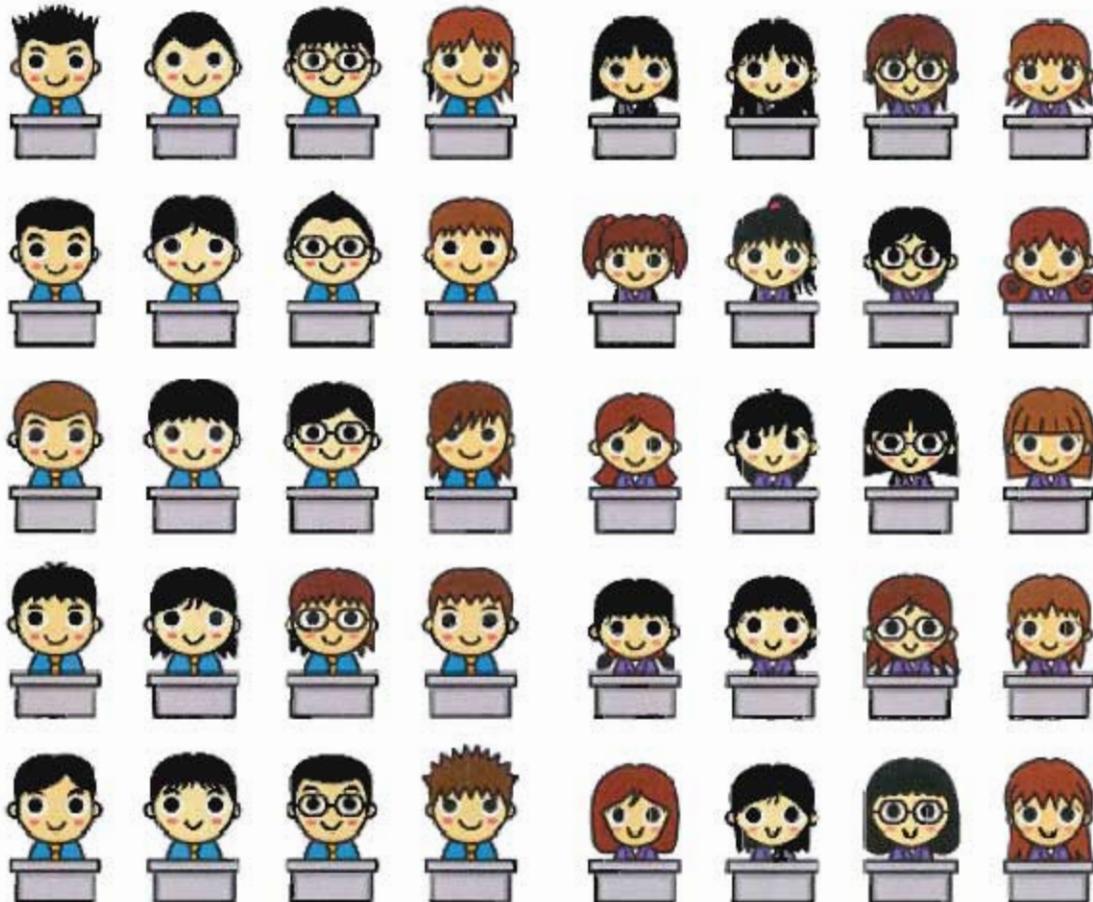


安全管理 マニュアル

民泊の手引き

～より「安心」・「安全」な受入地域づくりのために～



天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会

子ども農山漁村交流プロジェクト事業とは、小学5年生程度の児童が授業の一環として、食事や宿泊等を含めて農山漁村での生活を体験することです。

児童等が安心して体験学習を実施できるよう、受入れに当たっては、下記の事項に特に気をつけて児童等の安全を確保して下さい。

1 滞在中全般

(ア) 事前説明の徹底

受入時にはまず、家の中の危険個所や事故を防ぐための注意点を児童等にきちんと説明し、理解してもらうようにしましょう。

特に、地震や火事などの非常時には安全に屋外に脱出できるように、避難経路等の案内を行うようにしましょう。また、避難経路には、家具や荷物などが通路を遮っていないよう、日頃から整理しておきましょう。

(イ) 安全対策の明示

安全対策や緊急連絡先等を紙に書いて目に付くところに掲示しましょう。

(ウ) 施錠の徹底

受入時の万が一の不審者の侵入等に備え、できるだけ施錠しましょう。

(エ) 喫煙・飲酒

児童等の目の前では喫煙は出来るだけ避けてもらい、節度ある飲酒に努めて下さい。

また、児童等の誤飲を避けるため、たばこや酒類の管理に気をつけて下さい。

2 火災対策

(ア) たばこ

ライターやマッチ等は、児童等の手の届かないところに保管しましょう。

また、寝たばこによる火事にも十分注意して下さい。

(イ) ストーブ等暖房機器

児童等のいたずらや不燃による一酸化中毒に注意しましょう。

また、ストーブの転倒防止に注意し、寝る前には必ず、消火して下さい。

(ウ) ガスコンロなどの厨房機器、調理用コンロ

コンロを使用する際は料理の進み具合等を確認し、火の取扱いを適度に管理しましょう。

(エ) ゴミ等の燃えやすいもの

放火を防止するため家庭の周辺には燃えやすいゴミ等を放置しないようにしましょう。

(オ) 消火器、住宅用火災警報器の設置

もし、火災が発生した時のために、消火器を設置しておいたほうがいいでしょう。

なお、住宅用火災警報器については、消防法等により新築住宅は平成18年6月1日から既存住宅は平成23年5月31日までに全ての住宅において設置しなければならないことになっています。受入農家等においては、児童等の安全確保のため、できるだけ早期に設置するようにしましょう。

(カ) 火災発生時の対応

まず「火事だー！」と大声で児童等や周辺の者に知らせ、消防署に通報。

状況に応じ、初期消火や避難誘導に努めましょう。

3 食事

(ア) 共同調理または自炊の徹底

児童等を含め、お客様に食事を提供する業務を行う場合には食品衛生法の適用を受け「飲食店営業」の許可を受ける必要があります。

天栄村での受入れとしては学校教育の一環となりますので、食事は児童等に指導しながら一緒に作るか、児童等による自炊となります。受入農家等で調理したものそのまま提供しないで下さい。

(イ) 加熱調理の徹底

食事は十分に加熱調理したものを中心とし、刺身などの生ものについては、食材の品質管理に十分注意しましょう。

(ウ) 食材の適切な管理

使用する食材の管理については冷蔵、冷凍に充分注意し、日数が経って質が劣化しているものは使用しないようにしましょう。

(エ) 消毒や調理前の手洗いの励行

調理の前には必ず石けんを用いて手洗いを徹底するようにしましょう。

児童等にも手洗いを徹底させるようにしましょう。

また、使用する食器も定期的に消毒するなどして衛生管理に留意しましょう。

(オ) 食物アレルギーへの対応

児童等には、食物アレルギーをもっている児童がいるので、事前に受け入れる児童等の食物アレルギーの有無を確認しておく、食材の選定には気をつけましょう。食材だけでなく、原材料にも注意する必要があります。

別紙【アレルギーについて】も併せてご参照ください。

(参考) 食物アレルギーの特定原材料

特定原材料	卵、乳、小麦、そば、ピーナッツ、エビ、カニ
特定原材料に準ずるもの	魚介類：アワビ、イカ、イクラ、サケ、サバ 肉類：牛肉、鶏肉、豚肉 果実類：オレンジ、キウイ、クルミ、もも、りんご、バナナ その他：ゴマ、大豆、マツタケ、山芋、ゼラチン

※事前に児童等に確認したアレルギーの有無等が記載されてある情報カードを事務局よりお渡しし、その他アレルギーに関する情報提供も致します。それらを踏まえ十分な選定に気をつけて下さい。

(カ) 安全対策講習会の受講

受け入れ前には、食中毒を出さないために保健所指導員による、施設や食品衛生などの安全対策講習会（90分程度）を開催しますので必ず受講しましょう。

※協議会主催で開催致します。日時等はその都度お知らせします。

(キ) 地場産農作物等の使用のススメ

特別かしこまったく食事のメニューにする必要はありません。普段の生活で食されているメニューで結構です。むしろ、天栄村産の野菜やお米等を使った田舎料理などが喜ばれます。ヤーコンや長ねぎ料理、きゅうりやなすの漬物、郷土食・伝統食等、天栄村にはたくさんの「ごつつお」があります。

4 建物・設備の保守

(ア) 日常点検等

建物や設備が老朽化していると、利用時にそれらが破損、故障する事によって思わぬ怪我や事故に繋がる恐れがあります。

これを防ぐため、日頃から使用する建物や設備の状態をよく把握し、不具合が見つかったら直ちに修繕・修理することを心がけましょう。

(イ) 室内等の清掃

児童等が使用する部屋やトイレ、浴室等については、事前に清掃をしておきましょう。

また、使用後も同様に清掃しましょう。児童等と一緒に行うのも体験のひとつです。

(ウ) 寝具等の衛生管理

布団やまくら等についてはカバーを掛け、受入れが終わるごとに洗濯を行い、また、定期的に日に当てるなど衛生管理に努めましょう。

(エ) アレルギーへの対応

そばアレルギーがある児童等の場合は、そば殻入りの枕でもアレルギーが発生するので、そば殻入りの枕は部屋から撤去しておいた方が無難です。その他ホコリ（ダスト）アレルギーの児童の場合、ホコリやダニ等でアレルギーを起こしますので、清掃等に留意が必要です。

5 体験内容

(ア) 体験における危険回避

農作業体験等屋外の体験学習においては、下記のような危険がありますので、児童等に対して、道具等の安全な使用方法等や体験場所周辺の危険箇所、危険行為などを事前に説明し、十分理解させた上で体験させるとともに、下記のような危険に対して事前に理解・把握しておきましょう。

自然環境 の危険	気象	気温変動、大雨、河川の増水、強風、落雷などの危険
	地形	山崩れ、落石、危険な急斜面など
	動植物	ハチ、毒ヘビ、ケムシ、ウルシなど
	水	水深、急流、渦など
身体的な 危険	病気	伝染性病原体や寄生性病原体による疾病、食中毒、その他の疾病
	ケガ	滑る、転ぶ、ぶつかる、落ちるなど
人為的な 危険	対人	児童・児童どうしの喧嘩など
	対物	刃物や火、道具の使い方のミス、交通事故
	主催者	指導者の過失、無理な計画、技術不足の指導者による事故

(イ) 児童等の体力の確認

慣れない環境にいると調子を崩しやすいので、児童等の体調にあわせた体験をさせて下さい。もし、児童等の体調が悪くまたは、体力がないと判断し体験への参加が困難であると認められる場合は、児童等に十分説明して体験を中止し、他の体験に切り替えるなどの対応をしましょう。

(ウ) 荒天時における対応

屋外での体験学習については、悪天候等により、予定していた体験を実施できない場合も想定されます。その場合の対応等については、受入本部より事前に連絡、説明がありますので、そちらに従って下さい。また、体験学習時の突然の荒天については、安全な場所への児童等の誘導を最優先し、想定される危険の回避をした後、受入本部に連絡を行って下さい。

(エ) 緊急時の最低限の装備

児童等の具合が悪くなった場合に備えて最低限の装備を準備しておきましょう。
なお、内服薬の投薬については、受入本部、または引率の先生に確認してから行いましょう。（医療行為とみなされる場合がありますので、確認なしに投与はしないで下さい）
※アレルギーの児童等についてのエピペン等の注射については絶対にしないで下さい。

【準備しておくとよいもの】

- 救急セット：三角巾、消毒液、包帯、脱脂綿、トゲ抜きなど
- 内服薬各種：下痢止め、鎮痛剤、抗アレルギー剤など
- 通信機器：携帯電話、無線機など

6 児童等に対する目配りの徹底

(ア) 児童等への接し方

児童等は家庭では体験できない農山漁村での日常生活を学習するために体験しています。
児童等をお客さん扱いせず、叱るべきところはきちんと叱るなど、児童等の行動に過度に干渉することなく、しかしそれと同時に常に行動を見守ってあげて下さい。

(イ) 児童等との団らん

夕食後には団らんや語りの時間を設けるなど、コミュニケーションを図る時間を持つて下さい。また、多感な時期を迎えることもありますので考慮し、必要に応じて同性同士での相談が可能となるよう留意しましょう。

(ウ) 児童等に対する目配り

特に夜間においては、児童等の自由行動に気をつけて、目の届く範囲内で行動させるように注意しましょう。早朝に家や宿泊先の周辺を散策する時にも一緒にいて行く、危険個所の説明等を行う等の十分な目配りが必要です。

(エ) 児童等への注意喚起

児童等は、始めは緊張していても、徐々に慣れてくると気のゆるみからの事故が起こりやすくなりますので、特に滞在期間の中盤から後半にかけては、児童等に注意喚起をするなどし、一定の緊張感を保つように心がけましょう。

7 緊急時の連絡体制の確立

事故(緊急事態)が発生した際、受入農家等は、直ちに協議会に連絡し、「いつ、どこで、誰が、どうした」という事故状況を的確に報告しなければなりません。これにより、関係機関等への連絡を速やかにでき、事故状況に応じた対処の手配・協力を得ることができます。またこれについての詳細は別紙1を参照して下さい。

(ア) 引率の先生との連絡体制

緊急時には引率の先生たちと児童等が滞在する各民家、宿泊先との間ですぐに連絡が取れるよう、携帯電話等を活用して連絡網を構築しておきましょう。

(イ) 関係機関との連絡体制

協議会より「緊急時の連絡体制」を配布しますので、見える所に張っておきましょう。

8 事故発生時の処置

十分な事故防止方策をとっていても、事故が発生することもあります。非常時を想定した確認を日ごろが心がけるようにしましょう。

(ア) 迅速・的確な処置

発見者は直ちに市町村等や、引率の先生に連絡しなければなりません。事故が発生した場合、被害者に対する措置を最優先し、程度に応じて人命救助、健康保全のため必要・適切な処置をとるようにしましょう。

(イ) 医療処理

医療処置が必要な場合は、医療機関に場所や状況を伝え、応急処置の指示を仰ぎましょう。素人判断で勝手な処置を行うことはたいへん危険です。

状況によっては、消防署、警察署、保健所等へ報告すると共に被害者の家族に知らせるようにしなければなりません。

(ウ) 児童等への声かけ

児童等によっては具合が悪くても受入先の家族に相談しづらくて黙っているケースも考えられます。そのため、児童等の様子には常に気を配り、こまめに声かけを行うようにしましょう。また、症状が軽度と思われても安易に判断せず、受入本部と相談するなどして、組織全体で対応します。

9 その他

(ア) 児童等の送迎

児童等の受入れや集合場所への送迎で自家用車等を使用する場合には、道路交通法を遵守し、交通事故を起こさないようにしましょう。

(イ) 軽トラックの荷台への搭乗禁止

軽トラックの荷台に児童等を載せて移動する行為は、道路交通法では違反になるため、絶対にしないで下さい。

万が一その行為で事故が起きた場合、不法行為であるため、損害保険に加入していても保険金が支払われない可能性が高いことになっています。

(参考) 交通事故の対処と連絡の流れ

受入農家等あるいは関係者等の車両が交通事故に遭遇した場合、その被害を最小に抑えるために適切な対処を施さなければなりません。

● 交通事故発生時の運転者等の義務

交通事故が発生した場合には、その事故に対する処置と同時に、二次災害を起こさないようにさせる避難処置を取らなければなりません。

① 安全な場所への移動

事故の続発を防ぐために、他の交通の妨げにならないように安全な場所（路肩、空き地）に車を移動させ、エンジンを切りましょう。

② 負傷者の応急処置と119番への連絡

負傷者がいる場合は、適切な応急処置をし、119番に連絡して救急車を呼びましょう。

ただし、後続事故の恐れがある場合には、早く負傷者を救出し、安全な場所に移動させましょう。

③ 現場に居合わせた人への協力依頼

④ 警察への報告

事故が発生した場所、負傷者数、負傷の程度、物損の程度、事故車の搭載物などを警察に報告して、支持を受けるようにしましょう。また、自動車保険を使うならば、警察による事故証明が必要なので、必ず警察に事故現場の立ち会いをお願いしましょう。

⑤ 医師の診断

負傷者の外傷の有無を問わず、事故の際に頭部等に強く衝撃を受けている可能性がありますので、必ず医師の診断を受けさせましょう。

この場合、しばらく時間が経過してから症状が現れる可能性があります。

● 車両故障時の対処

車両故障時は、二次災害を防ぐために次にあげた処置が必要です。

① 他車に停車を知らせる

非常点滅表示灯、停止表示器や発煙筒などで、他車に停止していることを表示します。

② 事故者を安全な場所へ移動する

修理業者や周辺の人等の協力を得て、安全な場所（路肩、空き地）に車を移動させます。

③ 事故の当事者は安全な場所へ移動する

事故の当事者は安全な場所（路肩、空き地）へ移動します。なお、自力で事故車の移動ができない場合には、安全な場所で修理業者等の到着を待ちます。



(参考) 有毒生物による被害処置

国内にも有毒生物は存在します。これらの生物に「近寄らない、触らない、食さない」ことが原則ですが、それらに遭遇し、その被害に遭う事故は例年発生しています。被害が出た場合、被害に応じた適切な処置を行わなければなりません。

● 有毒生物のことを知る

これらの被害を抑えるためには、まず、有毒生物を知るところから始めましょう。これらの名前、身体の特徴、生態、毒、手当の方法などを承知しておけば、被害の回避、被害時の適切な処置につながります。

これらの生物の学習方法としては、有毒生物に関する書籍での学習や地元でこれらをよく知る人材から習うという手段があります。特に詳しい人材から屋外で習うのが、最も有効です。

毒キノコの判別は図鑑を読んだぐらいで修得するのは困難なので、専門家に判断してもらう方が確実です。判断に迷うならば、手を出さないのが一番です。

(国内の主要な有毒生物の種類)

- ① 陸上：スズメバチ、ガ、ムカデ、ダニ、アブ、毒ヘビ、毒キノコなど
- ② 水中：クラゲ、オニヒトデ、ウニ、ウツボなど

● 有毒生物による外傷の応急手当

- ① 手当のポイント：きれいな水で虫や魚が触れた部位をよく洗いましょう。
- ② 毒針や毒毛を抜く：皮膚に押し込まないようにそっと毛抜きなどを使って取り除きましょう。細かい毒毛が付いた場合は、粘着テープをその部分に貼ってからはがすと、よく取り除けます。
- ③ 毒抜き：登山ショップ等で販売されている吸出し器による吸飲や刺されたところの周りを押すなどして毒を抜き、水道水でよく洗浄します。救助者に被害が渡らないために、口での毒抜きはしてはいけません。
- ④ 薬剤の塗布と冷却：洗った後は、抗ヒスタミン剤か副腎皮質ホルモンを含む軟膏を塗って、濡れたタオルなどで患部を冷やしておきます。
- ⑤ 医師による治療：手当した後は、必ず医師の治療を受けます。

● 有毒生物を食した場合の応急処置

- ① 有毒生物による症状（いわゆる食中毒の一種）があらわれたら、直ちに大量の水を飲ませて吐かせて、大至急病院に運ばなければなりません。
- ② 医師の指示無く、市販薬を飲ませてはならない。
- ③ 被害拡大を防ぐため、最寄りの保健所へ連絡を行う。

参考文献

- 農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き
(平成20年3月農林水産省農村振興局)
- 農林漁家民宿における子ども長期宿泊体験活動受入対応の手引き
(平成20年3月(財)都市農村交流活性化機構)